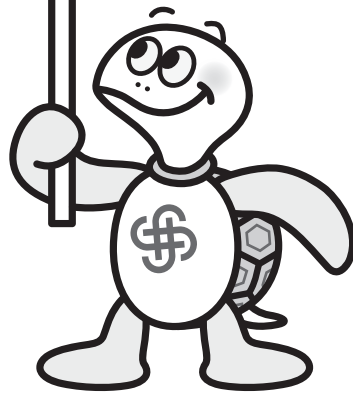


資料編



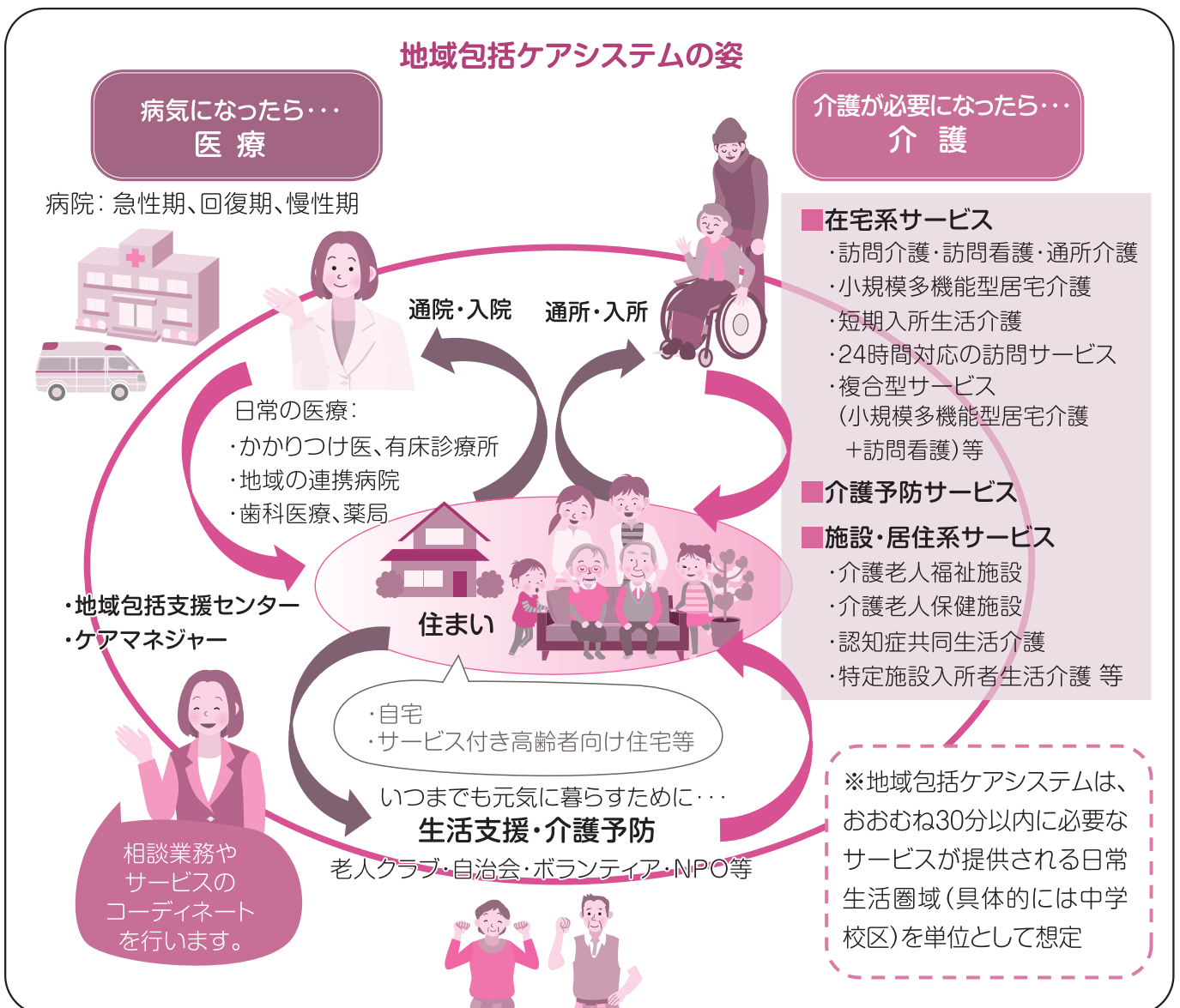
■ 計画中の用語について

「地域包括ケアシステム」と「地域ケア会議」 p2 p19

「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制のことを言います。おおむね30分以内に医療、介護等の必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区）を単位として想定しています。国においては、戦後まもなく生まれた団塊の世代（全国約600万人）が75歳以上となる2025年を目途にこのシステムを各自治体が構築することを目標としています。

また、高齢者個人に対する支援をより充実させると同時に社会基盤の整備を進め、このシステムを着実に実現していくうえで有効な手法として「地域ケア会議」があります。医療、福祉、介護等の多職種による専門的視点を交えて、ケアマネジメントの質の向上を図り、個別課題を解決し在宅生活の限界点を引き上げると同時に地域課題を明らかにして、必要な資源開発や地域づくりにつなげていくことを目標としています。横浜市においては、個別ケースの検討を行う会議のほか、日常生活圏域に設置している地域包括支援センター（多くは地域ケアプラザに設置）レベル、区域レベルと重層的な構成により、課題解決に取り組めるような仕組みとしています。

計画期間が平成27年度～29年度の「第6期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（よこはま地域包括ケア計画）」では、地域包括ケアシステムを実現していくため、さまざまな取組が予定されています。



「生活困窮者自立支援制度」^{p2}

平成27年4月、生活保護には至らないが何らかの生活困窮状態にある方を対象として、就労支援など自立に向けた支援を行う「生活困窮者自立支援制度」が始まりました。この制度では、相談によって現状の課題を整理し、支援計画を立て、計画に沿って就労支援などの支援を、包括的、継続的に行います。一部に金銭給付はありますが、支援者が、本人と一緒に課題を整理して計画を立て、本人に寄り添って課題解決に向けて支援を行う、という人的サービスが基本であることに、この制度の特徴があります。

具体的な支援策としては、(1)就労に必要な訓練を、日常生活自立、社会生活自立の段階から支援する「就労準備支援事業」、(2)住居のない方に一定期間宿泊場所や衣食の提供を実施する「一時生活支援事業」、(3)家計の見直し、お金のやりくり、債務の整理などについて継続的に支援する「家計相談支援事業」、(4)軽易な作業を提供しつつ一般就労につながる支援を社会福祉法人等が行う「就労訓練事業(中間就労)」、(5)離職により住宅を失った方に家賃相当額を支給する「住居確保給付金」(有期)、などがあり、これらの支援策を、単独または組み合わせて支援を行っています。

横浜市は、平成27年4月、区の「保護課」の名称を「生活支援課」に改め、生活保護制度と並行して生活困窮者自立支援制度の事務を行っています。

「地区社会福祉協議会(地区社協)」^{p3}

地区社協は、地区連合町内会を単位に組織され、区内には21か所組織されています。同じ地区に暮らす住民同士が、自分の住む地域の福祉課題を共有し、その解決に向けて活動を進める任意の組織です。

構成するメンバーは、自治会町内会、民生委員・児童委員をはじめ地域の関係者・団体等で組織され、福祉のまちづくりという共通の目標に向かって、それぞれの団体・組織の持ち味を活かして協働で「地域福祉の推進」に取り組んでいます。

主な活動として、住民に福祉意識を醸成するための「広報活動」、つながりをつくる「啓発・交流活動」、要援護者等を対象とした食事サービスやサロン活動や福祉マップ作りなど、様々な活動が展開されています。

地区社協の財源の多くは、地域の皆様からの共同募金の配分金や会費、そして市社会福祉協議会からの補助金等です。

「地域福祉の推進」を進める役割をもった地区社協と、地域での生活を多くの側面から支える役割を担う自治会町内会が連携協力し、一体となってさまざまな地域課題の解決に取り組むことが「地区別計画」の推進につながります。



「神奈川区地域子育て支援拠点かなーちえ」 p9

「かなーちえ」は神奈川区の地域子育て支援拠点です。

横浜市の各区に1か所設置されている地域子育て支援拠点は、就学前の子どもとその保護者や妊娠中の方とその家族が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行っています。地域で子育て支援に関わる方のために研修会などの人材育成やネットワークづくりにも取り組んでいます。

東神奈川駅前の東部療育ビル内のほか、沢渡三ツ沢地域ケアプラザ、羽沢長谷自治会館でサテライトひろばも開催しています。連日たくさんの親子や地域の人たちが遊びに来ています。

<かなーちえの7つの機能>

- ① 「親子のひろば」: 赤ちゃんから就学前の子どもと家族が自由に過ごせるひろばです。
- ② 「相談」: ちょっとしたことでも気軽に相談できます。専門相談員による相談日もあります。
- ③ 「情報」: 旬の子育て&地域の情報などの提供や、通信の発行やホームページでの発信を行います。
- ④ 「ネットワークづくり」: 人・グループ・施設等とのネットワークをつくり、関係を紡ぎます。
- ⑤ 「人材育成」: 子育てを育む、温かい風土づくりのために、講座や研修会などを開き、ともに学び、語り合う機会をつくっています。
- ⑥ 「子育てサポートシステム」: 地域での子どもの預かりあいをサポートします。
- ⑦ 「利用者支援」: 専任スタッフによる個々のニーズに応じた相談と関係機関等との関係づくりを行います。



「難病」を理解するために p15

「治療が難しく、慢性の経過をたどる疾病」を難病と呼んでいます。完治はしないものの、適切な治療や自己管理を続ければ、普通に生活ができる状態の疾患が多くなっています。「難病」というと、「寝たきりである」とか「生命の維持が困難である」というイメージがあるかもしれませんが、自立した生活が送れないことや生命の維持が困難なことは難病の条件に含まれていません。

そのため、外見上・行動上周囲から分かりにくい場合もあります。また症状に変化があり、特にストレス・疲労により症状が悪化する場合があることや、定期的な通院が必要なことは、多くの難病のある方に共通する状態像です。長く治療を要することから、「病気をもちながら働く(働き続ける)」ことが大きな課題になっており、例えば、難病患者の病状に応じた業務軽減や通院への配慮の必要性などが周囲に理解されにくい状況があります。難病のある人を取り巻く周囲の理解を促す取組も合わせて進めていく必要があります。

難病の種類は多種多様で、糖尿病や高血圧と変わることがない疾患もあります。実際、うまく病気と付き合いながら生活を送っている人も多くいます。「難病」という言葉のイメージから先入観をもつことなく、一人ひとりのありのままの姿を理解することが大切です。

難病のうち、厚生労働大臣が定める疾病を「指定難病」といいます。指定難病については、治療が極めて困難であり、かつ、その医療費も高額に及ぶため、患者さんの医療費の負担軽減を目的として一定の認定基準を満たしている方に対して、その治療に係る医療費の一部を助成しています。現在、指定難病は306種類が指定されています。(平成28年3月現在)

「障害」を理解するために p15

障害者基本法において、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。

身体障害には、肢体不自由などの四肢体幹機能の障害、視覚や聴覚などの感覚器の障害、心臓、腎臓機能などの内部機能障害などがあります。知的障害は、以前は精神遅滞と表現されていました。おおむね18歳までに知的な発達に遅れが生じ、その遅れにより年齢に応じた適応行動等が困難となっている状態です。精神障害は、統合失調症、その他の精神疾患（例：躁鬱病）のほか薬物などによる依存症（例：薬物依存やアルコール依存）等の精神疾患を有する者とされており、精神や行動に特定の症状があり、判断能力の低下など生活上の障害がある状態です。

また、発達障害とは、ある特定の事物へのこだわりがあったり、言葉によるコミュニケーションや対人関係を作ることが苦手であったり、物事に集中できない、他の能力に比べ漢字の読みだけが著しく劣るなどの特徴的な症状が、低年齢において発現するものです。自閉症、アスペルガー症候群、学習障害などがあり、一部に知的な遅れを伴う場合もあります。

このようにさまざまな障害がありますが、その程度も一人一人違っています。特段の支援を必要としない人もいれば、生活の一部に福祉サービスを利用して自立している人もたくさんいます。障害者の方は皆さんの身近に暮らしています。また、障害者が日中活動をしている作業所なども皆さんの身近にあります。地域でお互いが交流を重ねることで理解を深めていきたいものです。

「福祉教育」 p15

福祉教育は子どもを対象とした学習教育だけでなく、大人も含めたすべての人を対象とし、学校や地域でのボランティア体験、交流などの活動を通じて「共に生きる力」を育む取組です。

福祉教育を推進することで、全ての人がかげがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されることなく、地域の中でともに支えあい、「ともに生きる力」が育まれていきます。

区社協では、小中学校や高校、また区内の企業等に向けて、障害の理解や手話講座、車いす体験などニーズに応じた福祉教育を、障害者団体や地域ケアプラザなどと連携して実施しています。

例えば、区内のある事務所が、社会・地域貢献として、毎年障害のある組合員さんやその家族、福祉施設から障害のある方を募り、旅行会を開催しています。その旅行に参加するボランティアの方を対象とした「車いす体験」を行い、参加者は、車いすの操作や注意点等を実際に体験しながら学びます。参加者からは「車いすに乗車している方の怖さや不安な気持ちを知ることができた」「単に操作するだけでなく、思いやりを持って安全に操作しようと思う」などの声が聞かれます。

これからも区社協では、さまざまな機会をとらえ、多くの方に「福祉について考える」取組を行っていきます。

「認知症サポーター養成講座」と「認知症キャラバン・メイト」 p15 p24

「認知症サポーター養成講座」は、認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を養成する講座です。この講座を受講した人は、認知症を支援する「目印」として、ブレスレット（オレンジリング）をつけ、友人や家族にその知識を伝える、認知症になった人や家族の気持ちを理解するよう努める、隣人あるいは商店・交通機関等で手助けをする、などそれぞれができる範囲で活動しています。

また、「認知症サポーター養成講座」を自治体と協働で開催し、講師役を務めているのが「認知症キャラバン・メイト」です。キャラバン・メイトになるためには、所定の研修を受講し、登録する必要があります。

「自立支援協議会」 p16

自立支援協議会は、障害者総合支援法第89条の3の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障害者等やその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、これら関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことを目的としています。

横浜市では、地域の実情を踏まえた支援体制やネットワークの構築ができるよう、各区に自立支援協議会を設置しています。運営の事務局は、各区役所とともに社会福祉法人型地域活動ホームが担っており、関係機関の代表者が集まる全体会議と、担当者による担当者会議、具体的なテーマで検討を行う部会等を設置しています。また、区域だけでは解決が難しい課題の共有や新たな社会資源の創出に向けた検討などを目的に、ブロック連絡会や市自立支援協議会を設けています。

神奈川区では、平成19年度に神奈川区自立支援協議会を設置し、区内の障害福祉サービス事業者、特別支援学校及び区内小中学校も含めた40を超える機関が参画し、障害福祉に関する課題や連携をテーマに検討を重ねてきました。引き続き、障害のある方やそのご家族が安心して暮らしていける地域づくりを目指し、様々なことに取り組んでいきます。

「支えあい連絡会」 p17

地域の福祉保健活動に取り組む団体、グループ、事業者、個人等が連携をはかることにより、それぞれの活動の推進とともに、課題の共有から地域課題への取り組み、支えあいの地域づくりの発展をめざすことを目的として、平成12年から地域ケアプラザ単位で開催してきました。現在まで継続して開催されているのは、菅田地区と羽沢地区のみですが、考え方は、地区別計画の推進に引き継がれています。

「かながわ地域活動ホームほのぼの」 p17

横浜市では、障害者の日中活動の拠点として地域活動ホームを整備してきました（現在の機能強化型地域活動ホーム）。しかし、地域で暮らす障害者のニーズに応じていくには、機能や設備面での限界があったことから、横浜市では平成11年度から新たに機能面や設備規模を拡充した「社会福祉法人型障害者地域活動ホーム」を各区に1か所整備を行ってきました。神奈川区では、平成19年4月に神大寺に「かながわ地域活動ホームほのぼの」が開所しました。障害児者および家族からの相談を専従体制で受けるほか、看護職も配置し医療的なケアを要する重症心身障害者を含む多様な障害者の日中活動の支援や専用スペースでのショートステイ事業など、在宅生活を送る障害者の支援の中核的役割を担っています。

「養育支援連携会議」 p19

子どもの虐待の早期発見・早期対応を効果的に行うには関係機関の密接な連携が必要です。そこで、平成21年度から、地域に根差した関係者同士の連携を深める機会として「養育支援連携会議」を開催し、神奈川区独自の地区別ネットワークづくりに取り組んでいます。会議には民生委員・児童委員、主任児童委員の地域関係者や学校、保育園、児童相談所などが参加し、各機関や地域が把握する子どもや家庭の状況を共有し、今後の支援のあり方などを確認、協議する機会となっています。

「神奈川区徘徊高齢者SOSネットワーク」^{p20}

神奈川区徘徊高齢者SOSネットワークとは、認知症高齢者の方が徘徊により、行方不明になった場合に、できるだけ早く発見、保護するためのしくみです。事前に徘徊の可能性のある高齢者ご本人を区役所に登録していただくことにより、ご家族にも安心していただけます。神奈川区内の地域・警察・区役所がネットワークとなってこの事前登録システムを支えています。

「ふれあい訪問事業」^{p20}

ふれあい訪問は、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等が、安心して地域で暮らし続けることができるように、平成8年から区内の各地区社協が地域での定期的な見守りや訪問を行ってきた事業です。

見守りや訪問は、民生委員・児童委員、保健活動推進員、友愛活動員、自治会町内会役員、ボランティア等から構成される「ふれあい訪問員」が行っています。対象となる高齢者を「訪問」するだけでなく、「雨戸が今日はなかなか開かないけれど大丈夫かしら」など日常生活の中で「見守り」をしながら、気になる時は民生委員や、地域包括支援センターに相談し、必要な支援につなげてきました。夏に訪問する際には、熱中症予防のお知らせを持参することで、高齢者の方に届けたい情報を確実に伝えられるという効果もあります。

区内の高齢者数は増加傾向にあります。その中でこのような活動を継続していくには、見守る側も、見守られる側も負担感がないかたちであることが大切です。「ふれあい訪問」がこれだけの長い間継続して行われてきた理由のひとつには、日常生活の中での見守りからという、決まりごとの少ないやり方が、多くの人に参加いただくことを可能にしたということが考えられます。

これからの「ふれあい訪問」も、それぞれの地区の状況にあったやり方での見守りや支えあいの仕組みの中で、行われていくことが望めます。それぞれの地区が、そのオリジナルの支えあいの仕組みを考えていく過程も、地域の方々が、共に同じ地区に住む方々のことを考えながら、より良い地域にしていくことにつながるという意味でもとても大切なことです。区や区社協も、引き続きこうした地域のみなさんの取組を支援していきます。

「成年後見制度における市民後見人制度」^{p20}

平成12年に開始となった成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方々に対し、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、財産の管理や介護保険サービスや障害福祉サービスの利用に必要な契約を結ぶことで、本人の保護や支援を行う制度です。対象者の判断能力の程度により「後見」、「保佐」、「補助」の3類型があり、後見人等は家庭裁判所から選任されますが、これまでの多くは親族や弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職が選任されてきました。

しかし、高齢化の進展により今後、飛躍的に後見制度利用ニーズが高まることが見込まれるなかで、後見制度を必要とする方の生活に寄り添い、地域の実情に合った支援が行える人材として、市民後見人の必要性が出てきました。平成24年4月の改正老人福祉法では、市町村が後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成や活用を図るための体制整備を図るよう、努力義務規定が設けられました。

このことを受け、横浜市では、平成23年6月～12月にかけて、本市にける市民後見制度の在り方を検討する「横浜市における市民後見人に関する検討会」が開催され、平成24年2月には報告書をまとめ、平成24年度から横浜市社会福祉協議会横浜生活あんしんセンターにおいて西・緑・青葉のモデル3区で市民後見人養成の研修を行い、平成26年4月には横浜市市民後見人バンクに登録を開始しました。平成26年度には全市を対象に養成研修を行い、平成27年度9月末現在市民後見人バンクには71人が登録しており、すでに8人が家庭裁判所に選任されています。

「障害者後見的支援制度」^{p20}

この制度は、横浜市からの委託を受けた後見的支援室が地域の住民と一緒に、障害者の日々の生活の見守りや定期的な訪問をしながら、障害者やその家族の将来の希望や不安などの相談を受け、「親亡き後」も含めた生涯にわたり寄り添いながら、その人の願う地域での暮らしが実現できる方法を一緒に考えていくものです。

18歳以上の障害者およびその家族が利用対象者であり、各区の後見的支援室に登録をすることで制度の利用ができます。民法に基づく成年後見制度ではないため、金銭管理や契約の代行などは行いません。

具体的には、後見的支援室のあんしんマネジャーが本人の暮らしや希望する目標を聞き取り、本人を見守る体制や目標実現の計画を作ります。また、マネジャーとは別にあんしんサポーターが定期的な本人訪問を行い、ご本人の様子を確認していきます。このほか、後見的支援制度では障害者の日々の見守りを行い、何かあった際に後見的支援室との連絡をとる地域住民(あんしんキーパー)の方の協力体制を確保していくことにしており、後見的支援室があんしんキーパー確保のための活動を行っています。

地域で生活を送る障害者に対して気軽に支援ができるものですので、あんしんキーパーの登録の相談等、気軽に後見的支援室を訪ねてほしいと思います。(神奈川区では平成27年3月から、かながわ地域活動ホームほのぼのの分室「おんぷ」が後見的支援室として活動しています。)

「つながりde健康づくり」～ 社会活動等への参加は元気の秘訣!!^{p23}

健康づくりは、運動や生活習慣の改善が大事ですが、「つながりを作ること」も、健康に良い効果があります。

ある調査では、趣味や社会活動に参加している人は、していない人に比べ健康で自立した生活を続けている人が約4倍も多い、という結果が出ており、社会活動や地域活動等への参加だけでも、健康に良い効果があると分かってきました。また、活動により「つながりができる」ことは、個人の健康に役立つだけでなく、地域社会全体の健康に良い環境づくりにも役立つ、と言われてています。

一人で運動するより仲間と続けること、また地域活動等に多く参加しつながりをつくることも、健康に役立ちます。皆で誘い合って行う地域活動や市民活動は、健康の意味からもとても大切なことです。

「かながわ地域支援補助金」^{p33}

地域のさまざまな主体による高齢者や障害者等への支援や子育て支援、また地域の魅力づくりなど地域の課題解決に向けた取組を応援するための制度です。

補助金には2つのコースがあります。

■ 区民力発揮コース

区民(在住、在勤、在学)を中心に構成され自主的に運営されている団体が区民を対象に立ち上げる事業に対して3年を限度に補助金等の支援を行います。(広報活動の応援等その他の支援もあります。)

■ 地域スクラムコース

自治会町内会を含む2つ以上の主体が連携して新たに実施する事業や取組に対して3年を限度に補助金の支援を行います。

「区社協が行う事業費助成(神奈川区社協助成金等)」^{p33}

区社協では、共同募金配分金、善意銀行寄付金や横浜市社会福祉協議会からの補助金を財源に、地域福祉活動や障害者福祉推進のために行う事業に対して、事業費(食材費や飲食代を除く)、事務費などを助成します。

助成の対象としては、障害者、高齢者等への食事サービスやサロン、家事援助、送迎サービス、子育て支援、障害者の社会参加活動、ボランティア活動、講演会、研修会の開催など幅広く設定しています。また、事業の立ち上げの経費や周年記念事業への支援を行います。

また、この助成金とは別に、年末たすけあいの寄付金の一部が、地域団体や当事者団体が自主的に行う、住民の交流事業等に配分されます。

■活動団体へのインタビュー結果

1 趣旨

第3期神奈川区地域福祉保健計画策定の基礎資料となる地域での福祉保健に関する現状認識とニーズ把握のため、区内の福祉保健に関する当事者や支援者の団体等に対し、インタビューを実施しました。

2 実施概要

- (1) 実施期間 平成27年6月～平成27年9月
- (2) 実施回数 12回
- (3) 参加団体数と分野 延べ23団体

分野	障害児	障害者	こども	高齢者	その他
参加団体	7	8	2	1	5

- (4) 対象者 各団体の当事者もしくは支援者
- (5) 主な質問項目

- 民生委員・児童委員や主任児童委員などの地域役員を知っていますか？またつながりがありますか？
- 災害時に近所の協力を得るために、日頃から行っていることはありますか？
- 家族の体調がすぐれない際、家族・親戚以外に助けてくれる人や気にかけてくれる人はいますか？
- 本人のことを地域に理解してもらうために、取り組むと良いと思うことはありますか？
- 当事者同士が集える場に多くの人に参加できるようになるためにどんな支援が必要だと思えますか？
- インフォーマルの情報等を得る機会がどう増えるとよいと思えますか？

3 インタビューの主な意見

障害、難病、認知症などの理解について

- 地域の人に障害の特徴や一般的な対応を理解してもらえると安心できる。また地域住民だけでなく、企業等にも障害特性や現状を理解してもらいたい。
- 当事者と地域がお互いの理解をすすめるために、交流する機会があるとよい。
- 障害、難病、認知症などの理解をより深めるためには、当事者自らが参画し啓発活動を行うことも重要。
- 特別支援学校等、住んでいる地域を離れた学校に通学したり、介護や福祉サービスを利用すると地域との関わりが薄くなり、また地域情報（例えば子ども会などの情報）も入りにくくなる。
- 災害時は医療ケアや介護で本人から離れられないため、地域の人に訪問などを実施してもらえると困っていることを発信できる。そのために、日頃から顔見知りの関係になることが大切だと思う。

情報を得る場や機会について

- 区役所、地域包括支援センター、地域子育て支援拠点かなーちえなどの公的施設や地域施設以外に、子育てや介護等の各分野に関する情報や地域のインフォーマルサービスを得られる場所がさらに増えると良い。
- 当事者の集いに参加するためには、ちらしを目にするだけでなく、直接のお誘いがあると参加しやすい。例えば、親子のたまり場「すくすくかめっ子」や障害児地域訓練会など。
- 外出時の支援の情報を提供する「移動情報センター」を活用することで、移動に必要な情報を的確に得ることができるようになった。
- 当事者だからこそ把握できた具体的な情報を、同じ悩みを持つ人に伝えられると良い。例えば、介護や福祉サービスの事業所の特徴や強みがわかる情報、幼稚園や保育園の情報など。
- 回覧板で防災訓練等の地域の行事を知るが、病気や障害がある人も参加してよいか迷う。直接声をかけてもらえると参加しやすい。

同世代、同じ悩みを抱える人同士、多世代などの交流やつながりについて

- 高齢者のサロンや親子の居場所を定期的で開催している地区が増えてきている。同じ世代や担い手の人と話ができて、交流できる場がさらに増えて欲しい。
- 認知症や難病がある人、障害児者やその家族、介護をしている人等、当事者同士がお互いに知っている情報や悩みを共有できる機会が増えるとよい。
- 子どもから高齢者、障害者など分野を越えて誰もがいつでも交流できる居場所が増えるとよい。
- 地域の防災訓練に参加したことで、障害がある子どものことを地域の役員や隣近所の人に伝えることができた。子どもが楽しめる企画があると訓練に参加しやすい。
- 地域役員の人に当事者の家を訪問してもらおう等、災害時要援護者リストを活用した日頃からの顔つなぎがあると良い。

当事者または支援者のネットワークについて

- 当事者同士のネットワークがあるとお互いに協力して課題解決に向けて取り組むことができる。
- 当事者の交流などの活動を関係機関が支援するしくみがほしい。
- 自立支援協議会の取組として様々な関係機関がつながりあえるよう取り組んでほしい。

乳幼児から中高生までの子どもたちが健やかに成長できる環境づくりについて

- 子どもたちが思いきり遊べる場所が大切。「自由に遊んでいいよ」と見守ってくれる人や安全に遊べる環境が地域にひろがってほしい。
- 子育てについて理解してくれる人が地域にいると相談しやすい。
- 子どもが中高生になっても温かく見守ってくれる人が増えるとよい。
- 地域の行事が子どもも楽しめる内容になっていると、次回の参加につながる。
- 中高生になると、塾や習い事以外に居場所がない。中高生が過ごせる場が身近な地域にあるとよい。

ボランティアや担い手等の地域人材について

- ちょっとした日常生活を支援してくれる人が地域のどこにいるかわかると相談しやすい。
- 居場所を含めた地域の活動に様々な世代の世話人がいるとよい。例えば、親子のたまり場「すくすくかめっ子」で大先輩の子育て経験者から「大丈夫よ」と声をかけてもらおうと安心するし、同じ世代の親が世話人だと悩みを共有できる。

第3期 神奈川区地域福祉保健計画の策定経過

		区計画	地区別計画(21地区)
平成 27年	1月	第1回 神奈川区地域福祉保健計画策定推進会議	
	2月		第1回
	3月	地域福祉保健推進会議	地区別計画策定推進懇談会
	4月		
	5月	第2回 神奈川区地域福祉保健計画策定推進会議	
	6月	活動団体へのインタビュー(～9月)	第2回
	7月		地区別計画策定推進懇談会
	8月	地域福祉保健推進会議	
	9月		
	10月	第3回 神奈川区地域福祉保健計画策定推進会議	第3回 地区別計画策定推進懇談会
	11月	第4回 神奈川区地域福祉保健計画策定推進会議	
	12月	素案公表	
平成 28年	1月	《意見募集(地区別計画は参考資料)12月21日～1月25日》	
	2月	第5回 神奈川区地域福祉保健計画策定推進会議 地域福祉保健推進会議	
	3月		
	4月	第3期 神奈川区地域福祉保健計画 スタート!	

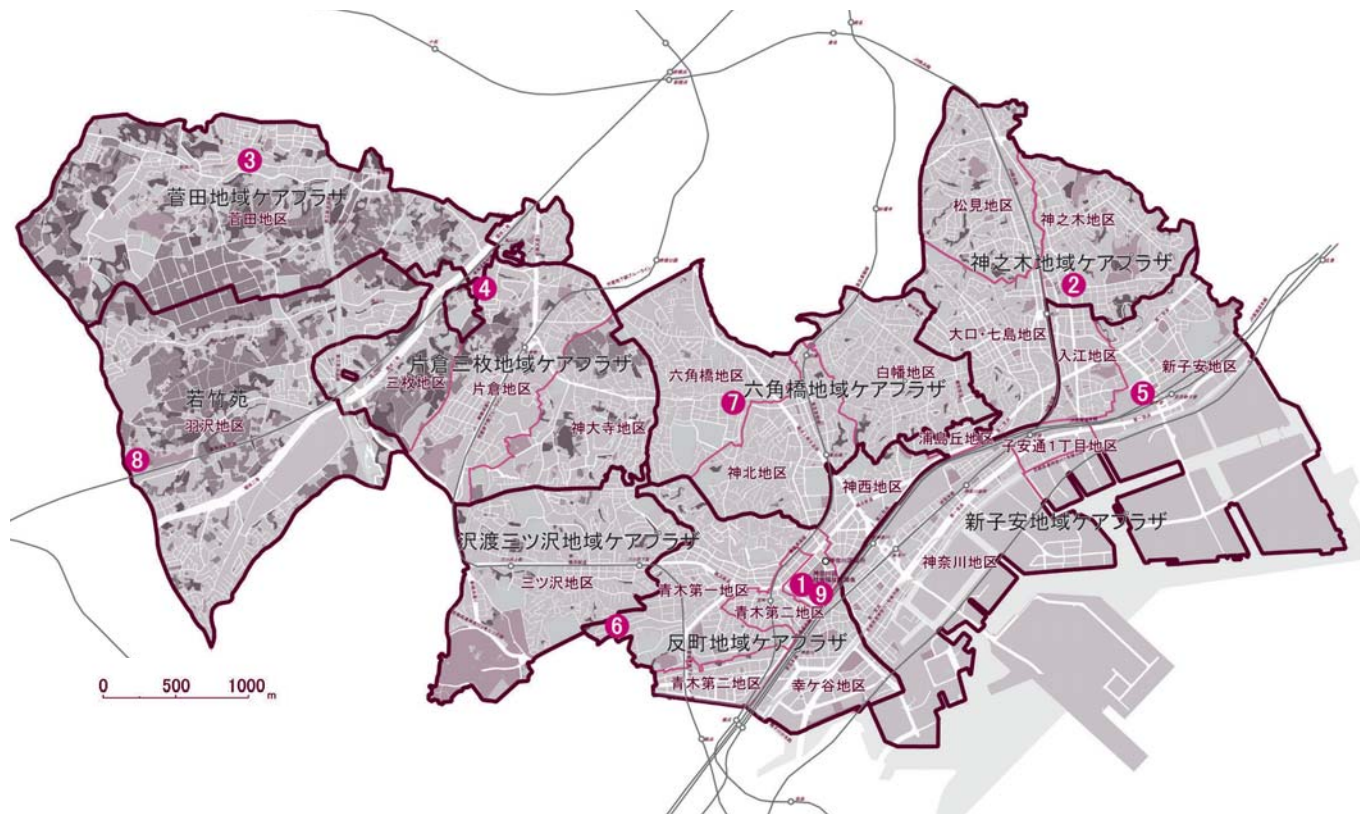
■神奈川区地域福祉保健計画策定推進会議 委員一覧（敬称略）

（平成28年3月現在）

	氏名	役職等
1	◎ 豊田 宗裕	聖徳大学 心理・福祉学部 社会福祉学科 准教授
2	福澤 邦康	神奈川区医師会 副会長
3	志村 昌佐	神奈川区連合町内会自治会連絡協議会 監事
4	萩原 秀子	神奈川区民生委員児童委員協議会 副会長
5	児玉 幸代	神奈川区保健活動推進員会 副会長
6	鈴木 ひろみ	神奈川区食生活等改善推進員会 副会長
7	下地 慧子	神奈川区地区社会福祉協議会分科会(片倉地区社会福祉協議会 会長)
8	加藤 祥子	神奈川区スポーツ推進委員連絡協議会 監事
9	高木 保夫	横浜市車いすの会 神奈川区支部代表
10	野中 彪	神奈川区老人クラブ連合会 副会長
11	大森 恵里	子育て支援団体 ままWAっか 代表
12	倉石 芳枝	菅田安心ボランティア 調整役
13	寺田 純一	かながわ地域活動ホームほのぼの 施設長 (社会福祉法人型障害者地域活動ホーム)
14	小池 伊左雄	ケアプラザ所長会(反町地域ケアプラザ所長)
15	塚原 泉	地域子育て支援拠点かなーちえ 施設長

◎…座長

■地域ケアプラザ・地域包括支援センター／神奈川県社会福祉協議会 所在地



名称	所在地
① 横浜市反町地域ケアプラザ	神奈川県反町1-11-2
② 横浜市神之木地域ケアプラザ	神奈川県神之木町7-1
③ 横浜市菅田地域ケアプラザ	神奈川県菅田町1718-1
④ 横浜市片倉三枚地域ケアプラザ	神奈川県三枚町199-4
⑤ 横浜市新子安地域ケアプラザ	神奈川県新子安1-2-4
⑥ 横浜市沢渡三ツ沢地域ケアプラザ	神奈川県沢渡56-1
⑦ 横浜市六角橋地域ケアプラザ	神奈川県六角橋3-3-13
⑧ 地域包括支援センター若竹苑	神奈川県羽沢町550-1
⑨ 神奈川県社会福祉協議会 (横浜市神奈川県福祉保健活動拠点)	神奈川県反町1-8-4はーと友神奈川